

福岡県公報

令和 4 年 4 月 1 日
第 287 号

目 次

告 示 (第313号 - 第336号)

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○景観計画の変更	(都市計画課)	7
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(砂 防 課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8

○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法	(道路維持課)	8
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法	(道路維持課)	8

公 告

○漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業計画の縦覧	(水産振興課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(畜 産 課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(薬 務 課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○福岡県立北九州勤労青少年文化センターの利用料金の承認	(労働政策課)	12
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	15
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	15
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	15
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………16
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………16
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………17
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………17
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ……………18
 - 令和4年度技能検定(前期)の公示について (職業能力開発課) ……………18
 - 基本測量の終了 (県土整備総務課) ……………20
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………20
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………21
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………21
- 教育委員会**
- 技能教育施設に係る連携科目等の指定 (教育庁高校教育課) ……………21
 - 技能教育のための施設の指定解除 (教育庁高校教育課) ……………22
- 公安委員会**
- 少年指導委員の委嘱について (警察本部少年課) ……………22
 - 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………25
 - 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………26
 - 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………27
 - 年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………27
 - クロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………28

告 示

福岡県告示第313号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	取消年月日
60	福岡市博多区山王一丁目10番15号 一般社団法人 福岡県LPガス協会	福岡市博多区山王一丁目10番15号	令和4年3月31日

福岡県告示第314号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	174	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署内 早良・城南交通安全協会 会長 上田 秀之	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署内 (今回新設した売りさばき所) 福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署内	令和4年4月1日
旧事項	174	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署内 早良・城南交通安全協会 会長 上田 秀之	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署内	

福岡県告示第315号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更

したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

波津加入区	遠賀漁業協同組合の地区のうち 旧波津漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業	を
-------	--------------------------------	----------------	---

波津加入区	遠賀漁業協同組合の地区のうち 旧波津漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業及び小型定置網漁業	に、
-------	--------------------------------	------------------------------------	----

藍島加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧藍島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業	を
		小型特定漁業及び小型一般漁業	

藍島加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧藍島漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業及び小型定置網漁業	に改
-------	----------------------------------	------------------------------------	----

める。

福岡県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	柳川市三橋町百町340番1先から 柳川市三橋町百町1302番1先まで	3.5 ～ 25.7	241.7

南筑後	県 道	木 元 線 白 鳥	前	柳川市三橋町百町340番1先から 柳川市三橋町百町1293番9先まで	10.7 ～ 54.8	317.3
			後	柳川市三橋町百町340番1先から 柳川市三橋町百町1293番9先まで	10.7 ～ 28.5	

福岡県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	福 岡 線 直 方	福 岡 線	前	直方市大字上新入3489番1先から 直方市大字上新入2507番1先まで	18.4 ～ 26.8	75.8
			後	直方市大字上新入3489番1先から 直方市大字上新入2507番1先まで	18.4 ～ 27.8	
			後	直方市大字上新入3489番1先から 直方市大字上新入2498番6先まで	7.7 ～ 29.9	241.5

福岡県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	200号	直方市丸山町5001番3先から 直方市丸山町5003番3先まで

福岡県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	322号	前	嘉麻市大力855番1先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで	10.2 ～ 71.0	12,910.3
			前	朝倉市秋月野鳥839番14先から 朝倉市秋月野鳥350番先まで	5.0 ～ 46.2	5,993.3
			後	嘉麻市大力855番1先から 朝倉市秋月野鳥814番1先まで	10.2 ～ 71.0	12,910.3
			後	朝倉市秋月野鳥350番先から 朝倉市秋月野鳥818番9先まで	9.0 ～ 40.0	365.0

福岡県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	久 光 西小田 線	前	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	7.8 ～ 22.0	650.0
			前	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	9.0 ～ 27.0	520.0
			後	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	9.0 ～ 31.7	520.0

福岡県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	久 光 西小田 線	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで

福岡県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	玄 海 田 島 福 間 線	前	福津市中央三丁目2738番10先から 福津市中央三丁目2731番 1 + 2731番 20先まで	14.2 ～ 29.2	31.6
			後	福津市中央三丁目2738番10先から 福津市中央三丁目2677番 1 先まで	14.2 ～ 29.0	165.5

福岡県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	福 間 宗 玄 海 線	前	福津市西福間二丁目2603番 2 先から 福津市西福間二丁目2635番 1 先まで	17.0 ～ 18.5	81.0
			後	福津市西福間二丁目2603番 2 先から 福津市西福間二丁目2635番 1 先まで	17.0 ～ 49.8	81.0

福岡県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	飯 塚 福 間 線	前	福津市中央一丁目3429番 7 先から 福津市中央六丁目2636番先まで	9.4 ～ 37.8	1,189.4
			前	福津市中央一丁目3429番 4 先から 福津市中央六丁目2655番 6 先まで	16.0 ～ 37.8	1,258.5
			後	福津市中央一丁目3429番 4 先から 福津市中央六丁目2655番 6 先まで	16.0 ～ 34.0	1,258.5

福岡県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	飯 塚 福 間 線	福津市中央一丁目3429番 4 先から 福津市中央三丁目2726番 1 先まで

福岡県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	薦 野 間 福 線	前	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市中央六丁目2732番13先まで	4.4 ～ 32.1	1,045.3
			前	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市中央六丁目2664番1先まで	15.0 ～ 32.1	1,038.1
			後	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市中央六丁目2664番1先まで	15.0 ～ 32.1	1,038.1

福岡県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	町川原 赤 線	前	福津市上西郷2039番1先から 福津市内殿1021番14先まで	4.4 ～ 21.2	2,273.9
			前	福津市上西郷2039番1先から 福津市内殿1021番14先まで	10.0 ～ 57.0	1,964.0

			後	福津市上西郷2039番1先から 福津市内殿1021番14先まで	10.0 ～ 57.0	1,964.0
--	--	--	---	------------------------------------	-------------------	---------

福岡県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	八 香 女 春 線	前	朝倉市杷木松末14番11先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.5 ～ 33.0	870.4
			前	朝倉市杷木松末14番11先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	8.0 ～ 33.0	728.4
			前	朝倉市杷木松末14番11先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	8.0 ～ 40.1	749.4
			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.0 ～ 33.0	862.3
			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 33.0	860.4
			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 33.0	765.2

		後	朝倉市杷木赤谷819番2先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.5 ～ 33.0	439.0
--	--	---	------------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第329号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき策定した次の景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 景観計画の名称
京築広域景観計画
- 2 景観計画を追加する土地の区域
京都郡苅田町新松山二丁目及び四丁目の各一部
- 3 効力の発生する日
令和4年4月1日

福岡県告示第330号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定した次の土地の急傾斜地崩壊危険区域を廃止したので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 大坪
- 2 区域の所在地 飯塚市綱分
- 3 土地の表示
昭和56年8月福岡県告示第1285号で指定した土地の区域

福岡県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	節 丸 新田原 停車場	前	京都郡みやこ町皆見1764番5先から 京都郡みやこ町皆見1761番3先まで	12.9 ～ 23.0	24.4
			後	京都郡みやこ町皆見1764番5先から 京都郡みやこ町皆見1761番3先まで	9.2 ～ 18.4	24.4

福岡県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	長尾 稗田 平島	前	行橋市大字上稗田1376番1先から 行橋市大字上稗田1380番先まで	16.0 ～ 18.0	53.7
			後	行橋市大字上稗田1376番1先から 行橋市大字上稗田1380番先まで	12.6 ～ 18.0	53.7

福岡県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	椎 田 停車場 線	築上郡築上町大字椎田960番7先から 築上郡築上町大字椎田961番7先まで

福岡県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	中 畑 八 屋 線	豊前市大字八屋228番1先から 豊前市大字八屋247番1先まで

福岡県告示第335号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備事務所名	路線名	区 間
福 岡	県 道 町川原 赤 間 線	古賀市新原806番9先から 古賀市筵内2601番1先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和4年4月1日

福岡県告示第336号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条

第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路 線 名	区 間
南筑後	県 道 大牟田 川 副 線	大川市大字大野島1493番 1 先から 大川市大字大野島804番 2 先まで
南筑後	県 道 大牟田 川 副 線	大川市大字大野島1493番 1 先から 大川市大字大野島1099番11先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするのためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和 4 年 4 月 1 日

公 告

公告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、福岡県筑前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により公告する。

その事業計画の案は、令和 4 年 4 月 1 日から同月21日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第37条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則（平成27年福岡県規則第27号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年農林水産省令第45号）の制定により、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）が改正されたことに伴い、必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第 4 項第 8 号の規定に該当するため。

2 福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則の公布日

令和 4 年 4 月 1 日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、不正行為等に対する監督処分の一
部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページに掲載するほか、福岡県建築都市部
建築指導課に備え置きます。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の不正行為等に対する監督処分の一
部改正は、国土交通省が意見公募手
続を実施した上で改正を行った処分基準と実質的に同一の改正を行うもの及びその他
軽微な変更を行うものであるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号及び8号
に該当する。

以上の理由から、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しな
いこととした。

2 施行日

令和4年4月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づ
き、意見公募手続を実施しないで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律施行細則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

厚生労働省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を
実施して定めた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第132号）と実質的に同一の規

則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同
条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和4年3月29日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項
の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都
市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和4年1月24日小郡市告示第5号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあ
った次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供す
る。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和4年1月24日小郡市告示第6号）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	令和4年3月22日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マング倉庫飯塚店
- (2) 所在地 飯塚市大字楽市字荒町770番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 防災・防犯対策への協力

ア 施工中、施工後に関わらず、いかなる災害も誘因することがないように施工してください。

イ この区域は、0.5～3.0m未満の浸水想定区域に該当しますので、有事の際は適切な行動をお願いします。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 工事および土砂等の運搬に際しては環境保全（騒音・振動・粉じん）に十分注意すること。

イ 特定建設作業を行う場合は、法に基づき事前に届出を行うこと。

ウ 開店後に、騒音等に係る苦情が発生した場合、搬出入車両の受入時間変更等、事業者は適切かつ迅速に対応すること。

(3) 街並みづくり等への配慮等

ア 土地の区画形質の変更が生じる場合は都市計画法第29条の許可申請を行ってください。

イ 屋外広告物の表示面積の合計が15㎡を超える場合は、福岡県屋外広告物条例に則り、屋外広告物の許可申請を行ってください。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市四郎丸字藪ノ内857番15、857番19の一部、857番20の一部、857番21から857番24まで、885番3、889番2、904番9並びに字大見久1257番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮若市上有木1番地

トヨタ自動車九州株式会社

取締役社長 永田 理

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町中央六丁目4475番1及び4475番3から4475番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区浦田一丁目28番68号

株式会社福岡技建工業

代表取締役 迫野 譲二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市庄字沼尻432番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区香椎駅東四丁目 4 - 4
新本 栄和

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの利用料金を承認したので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
福岡県立北九州勤労青少年文化センター
- 2 位置
北九州市小倉北区井堀五丁目 1 番 3 号
- 3 利用料金の承認年月日
令和 4 年 3 月 22 日
- 4 利用料金

(1) 施設利用料金

ア 小ホール

区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
平日	6,690円	10,040円	10,040円	16,730円	20,080円	26,770円
土・日・休日	8,030円	12,040円	12,040円	20,070円	24,080円	32,110円

イ 本館各施設

区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
展示ホール	2,410円	3,610円	3,610円	6,020円	7,220円	9,630円
第一会議室	550円	820円	820円	1,370円	1,640円	2,190円
第二会議室	740円	1,110円	1,110円	1,850円	2,220円	2,960円
第三会議室	550円	820円	820円	1,370円	1,640円	2,190円
第一研修室	1,850円	2,780円	2,780円	4,630円	5,560円	7,410円
第二研修室	1,480円	2,230円	2,230円	3,710円	4,460円	5,940円
美術室	1,480円	2,230円	2,230円	3,710円	4,460円	5,940円
音楽室	1,290円	1,940円	1,940円	3,230円	3,880円	5,170円
写真室	1,290円	1,940円	1,940円	3,230円	3,880円	5,170円
茶室	360円	550円	550円	910円	1,100円	1,460円
和室	550円	820円	820円	1,370円	1,640円	2,190円

ウ 体育館

占用利用

区分		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
競技場	平日	4,260円	5,690円	5,690円	9,950円	11,380円	15,640円
	土・日・休日	5,250円	7,010円	7,010円	12,260円	14,020円	19,270円
その他の各施設	平日	720円	1,110円	1,110円	1,830円	2,220円	2,940円
	土・日・休日	720円	1,110円	1,110円	1,830円	2,220円	2,940円

個人利用

区分		小学生・中学生	高校生・勤労青少年	一般
体育館	2 時間につき	50円	70円	120円

エ プール

区分			基本料金 (2時間以内)	超過料金 (30分以内)
普通券	一般	個人	180円	60円
		団体	1人につき 160円	
	勤労青少年・生徒	個人	120円	30円
		団体	1人につき 110円	
	小学生	個人	70円	20円
		団体	1人につき 60円	
回数券	一般	10回分	1,620円	
	勤労青少年・生徒	〃	1,080円	
	小学生	〃	630円	

オ 庭球場

区分			料金 (2時間以内)
普通券	一般		260円
	勤労青少年・生徒		130円
	小学生		90円
回数券	一般	10回分	2,340円
	勤労青少年・生徒	〃	1,170円
	小学生	〃	810円
占有利用		1面1回	1,380円

備考

- 小ホール利用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合、営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は規則で定めるところにより、電気、水道又はガスの使用料金の実質に相当する額を基本額に加算して徴収する。

- 「土・日・休日」とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- 「占有利用」とは、競技大会、練習会等において、センターの施設を独占的に利用する場合を、「個人利用」とは、占有利用以外の場合をいう。
- 「小学生」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する児童を、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒を、「高校生」とは高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在籍する生徒を、「勤労青少年」とは規則で定めるところにより就労している旨の証明を受けた者をいい、「一般」とは小学生、中学生、高校生及び勤労青少年以外の者を、「生徒」とは中学生及び高校生をいう。
- 回数券による利用は、1日1回に限るものとし、その利用時間は2時間を超えることができないものとする。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 小ホール若しくは本館各施設を利用する場合又は体育館を占有利用する場合の超過利用料金

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後 5時まで	施設利用料金に掲げる午後1時から午後5時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後5時から 午後9時まで	施設利用料金に掲げる午後6時から午後9時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額

	1 時間を超え 2 時間以内	50パーセントに相当する額
	2 時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 体育館を個人利用する場合の超過利用料金

時間区分	超過利用料金
1 時間未満	施設利用料金に掲げる額の50パーセントに相当する額
1 時間以上 2 時間以内	施設利用料金に掲げる額

ウ 小ホールの利用者が、練習、準備等のために小ホールを利用する場合
施設利用料金に定める額の70パーセントに相当する額

エ 体育館の競技場の一部を占用利用する場合
施設利用料金に定める額に当該競技場総面積に占める占用利用する面積の割合を乗じて得た額

(3) 附属設備等利用料金

区分	品名	単位	金額 (1 回につき)	備考
小ホール	ボーダーライト	1 式	360円	100ワット
	アッパーホリズンライト	1 式	480円	500ワット
	サスペンションライト	1 台	180円	500ワット
	シーリングスポットライト	1 式	740円	500ワット
	スタンド	1 台	110円	
	拡声装置	1 式	2,470円	
	マイクロホン	1 本	360円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	980円	1チャンネル
	テープレコーダー	1 台	610円	
	レコードプレーヤー	1 台	610円	

	スクリーン	1 式	1,230円	スクリーンのみ利用の場合
	コンセント	1 個	110円	
	一六ミリ映写機	1 台	2,470円	
	演台	1 台	240円	
	ピアノ	1 台	1,230円	調律料は含まない。
	ピンスポットライト	1 台	610円	
	金屏風	1 双	610円	
	音楽室	ステレオ	1 式	1,230円
ピアノ (アップライト)		1 台	1,230円	
体育館	ストップウォッチ	1 個	60円	
	フロアシート	1 枚	110円	
	コインロッカー	1 口	50円	
全館共通	長机	1 脚	60円	
	折りたたみ椅子	1 脚	20円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	610円	
	黒板	1 台	110円	
	スライド映写機	1 台	610円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間

を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画用途地域の変更（令和4年3月17日飯塚市告示第60号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画特別用途地区の変更（令和4年3月17日飯塚市告示第61号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画準防火地域の変更（令和4年3月17日飯塚市告示第62号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあつ

た次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画地区計画の決定（令和4年3月17日飯塚市告示第63号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和4年3月18日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 アイレックスガーデン
 - (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番1外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 東京都港区芝浦一丁目2番3号

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 外1者	株式会社C o o & R I K U 東日本 代表取締役 小林 大史 東京都足立区鹿浜四丁目1番8号 外1者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年3月18日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 アイレックスガーデン花見東
(2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番6外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 東京都港区芝浦一丁目2番3号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年3月18日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ドラッグコスモス古賀店
(2) 所在地 古賀市花見東一丁目1880番2外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 東京都港区芝浦一丁目2番3号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ビバモール東水巻

(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 外1者	株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本 晴彦 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 外1者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フェスティバルガーデン春日

(2) 所在地 春日市大字上白水1308番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 東京都港区芝浦一丁目2番3号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 外2者	株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 外2者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) フェスティバルガーデン上津

(2) 所在地 久留米市本山一丁目542番外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東京靴株式会社 代表取締役 渡部 正行 島根県松江市東出雲町出雲郷1643番地 4	東京靴株式会社 代表取締役 渡部 正行 島根県松江市東出雲町出雲郷1643番地 4 外 2 者

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

久山町上久原土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成元年3月14日から令和5年3月31日まで

3 施行地区

久山町大字久原字松浦、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本及び字池上の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原1080番地3

5 設立認可の年月日

平成元年3月14日

6 変更認可の年月日

令和4年3月23日

公告

令和4年度技能検定（前期）を次のように実施する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業及び真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ

シ施工作业)、化学分析(化学分析作業)、貴金属装身具製作(貴金属装身具製作作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

溶射(肉盛溶射作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール作業)及び産業洗浄(高压洗浄作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する在校生(公共職業能力開発施設において職業訓練(短期訓練課程を除く。))を受けている者、職業訓練施設において認定職業訓練(短期訓練課程を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは職業能力開発総合大学校に在学する者又は高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。))、特別支援学校(高等部に限る。))、大学若しくは高等専門学校、専修学校若しくは各種学校に在学する者(ウ)に該当する者を除く。))	12,100円
(イ) 2級又は3級を受検する令和4年4月1日(金曜日)時点で25歳未満の者であって、受検申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びウ)に該当する者を除く。))	9,200円

(ウ) 3級を受検する令和4年4月1日(金曜日)時点で25歳未満であって、受検申請日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。))	3,100円
--	--------

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和4年6月7日(火曜日)から同年9月11日(日曜日)までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。))。

掲示による公表は、令和4年5月31日(火曜日)から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	令和4年7月10日(日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装	令和4年8月21日(日曜日)	
(イ) 3級 金属熱処理	令和4年8月28日(日曜日)	
(ウ) 単一等級 産業洗浄		
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び貴金属装身具製作	令和4年8月28日(日曜日)	

(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射及び路面標示施工	令和4年9月4日 (日曜日)
---	-------------------

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会にて交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和4年4月4日（月曜日）から同月15日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和4年4月15日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）及び福岡県職業能力開発協会ホームページ（<https://www.fukuoka-noukai.or.jp/>）にて発表する。

3級に係るものうち一部のものについては令和4年8月26日（金曜日）、その他の等級等については令和4年9月30日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大川市	令和4年3月16日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市の一部	令和4年3月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
篠栗町大字萩尾地内	令和4年3月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、須恵町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年4月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
須恵町大字植木地内	令和4年3月9日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第4号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設について、連携措置に係る科目を令和4年3月18日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

令和4年4月1日

福岡県教育委員会

- 1 (1) 技能教育のための施設の名称
福岡有朋高等専修学校（福岡市中央区大手門1丁目3番7号）
- (2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
(普通科)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
簿記	簿記
情報処理	情報処理

(商業科)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
簿記	簿記
情報処理	情報処理
ネットワーク活用	ネットワーク活用
課題研究	課題研究

2 (1) 技能教育のための施設の名称

北九州自由高等学院（北九州市小倉北区弁天町 2 番 8 号）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対する高等学校の科目
情報処理	情報処理

3 (1) 技能教育のための施設の名称

専修学校久留米ゼミナール（久留米市天神町 2 丁目 56 番地）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理

4 (1) 技能教育のための施設の名称

九国高等学院（飯塚市新飯塚 4 番 17 号コンパルハイツ 2 階）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理

課題研究	課題研究
------	------

5 (1) 技能教育のための施設の名称

福岡国際高等学院（古賀市舞の里 3 丁目 4 番 5 号）

(2) 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

福岡県教育委員会告示第 9 号

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 55 条の規定による技能教育のための施設の指定を令和 4 年 3 月 31 日付けで解除したので、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 34 条第 3 項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県教育委員会

名称	所在地
学校法人神村学園高等部単位制・通信制福岡学習センター	福岡市早良区西新六丁目 10 番 30 号
星槎北九州キャンパス	北九州市戸畑区初音町 9 番地 34 号

公安委員会

福岡県公安委員会告示第 69 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、次の者を令和 4 年 4 月 1 日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域		
千葉 由美子	092-734-0110 中央警察署 (少年係)	中央警察署の管轄区域		
泰松 雅子				
三河尻 恵美子				
江頭 克代				
武内 貫通				
永吉 真治				
早川 英一				
池主 恭太				
赤荻 博司				
久我 治				
中川 清				
松井 正博				
伊藤 良平			092-412-0110 博多警察署 (少年係)	博多警察署の管轄区域
木室 晴美				
安藤 進				
柴山 光男				
梅津 信幸				
堀 武志				
竹本 良子				
大庭 宗一				
吉井 薫				
大穂 義昭				
加藤 和雄				

山本 美也子	092-643-0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域
合屋 善克		
松尾 隆憲		
小林 志信	092-847-0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域
倉光 敏夫		
嶋田 満宣		
吉岡 慶祐		
山部 兼一	092-801-0110 城南警察署 (少年係)	城南警察署の管轄区域
戸川 麻里子		
杠 洋一		
柳田 豊	092-805-6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
濱地 義和		
矢野 鉄也		
富永 孝文		
早瀬 秀樹	092-542-0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
北浦 庸博		
坂井 保幸		
吉原 加代子		
廣田 道則	0940-36-0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
柳瀬 幹雄		
吉塚 孝司	0946-22-0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
永野 明	092-580-0110 春日警察署 (少年係)	春日警察署の管轄区域
田中 直樹		
山本 優治		

杉浦 しのぶ	092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
伊藤 絹子		
白石 卓也		
木原 裕和		
水野 和美		
井上 芳隆		
鈴木 文男	092-323-0110 糸島警察署 (少年係)	糸島警察署の管轄区域
吉住 武晴		
徳安 義光	092-939-0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
三輪 哲夫		
村瀬 英行		
合屋 弘子		
村山 八重子		
松永 徳芳		
石川 隆則	093-861-0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
水場 茂幸		
池田 昭	093-691-0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
黒川 千年		
奥田 敏郎		
堀田 克也		
熊谷 正則		
和田 博之		
梅澤 泰久	093-662-0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
井上 富夫		

原田 征四郎	093-583-0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
音藤 英博		
坂口 勝海		
入門 泰男		
窪田 雅裕		
多根 功		
永田 義則		
菊田 年幸		
多根 ヒロ子		
川上 政勝		
中川 栄	093-321-0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
見田 晋介		
井出 琢也		
吉田 則雄		
猪山 功		
森實 幸治		
猿渡 一正	093-923-0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
五十嵐 敏樹		
野口 晃司		
鶴田 幸弘		
出口 雅彦	093-645-0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
古田 稔		
木原 光康		
井上 幸治		
永井 瑞江		

荒牧 則幸		
高濱 烈夫		
木本 充紀		
林 龍平	0930-24-5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
城戸 応昌		
永島 教生	0979-82-0110 豊前警察署 (少年係)	豊前警察署の管轄区域
村口 立巳		
豊崎 能利雄	0949-22-0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
的野 弘明		
矢野 富士雄		
荻野 龍男	0948-21-0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
鈴木 良一	0947-42-0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
佐中 宗孝		
菅沼 良一		
小野 秀雄		
井上 領平		
津田 利枝子		
吉貝 卓	0942-38-0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
荒巻 栄一		
鶴田 敏之		
飯田 記子		
古賀 久実雄		
矢野 彰		
米倉 達雄		

永利 茂信	0942-73-0110 小郡警察署 (少年係)	小郡警察署の管轄区域
富松 裕		
岩瀬 望	0943-76-5110 うきは警察署 (少年係)	うきは警察署の管轄区域
山下 悦男		
大塚 光美	0943-22-5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
林 繁夫		
成清 勉	0942-52-0110 筑後警察署 (少年係)	筑後警察署の管轄区域
原口 豊		
柿添 久光		
村石 洋		
山田 良治	0944-74-0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
山口 裕子		
本木 芳夫		
武藤 勝博	0944-43-0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
東 隆也		
松岡 哲二		
蓮尾 義明		
齊藤 繁		
中島 一実		

福岡県公安委員会告示第76号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和 4 年 5 月 26 日 (木) 午前 10 時から午後 5 時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目 6 番 19 号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20 名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	講習結果に対する考査
午後 4 時 30 分～午後 5 時 00 分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 6,900 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 77 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 17 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和 4 年 5 月 11 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	北九州市八幡西区光明一丁目 6 番 6 号 折尾警察署 会議室	折尾警察署
令和 4 年 5 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	久留米市東櫛原町 1002 番地 2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和 4 年 5 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡市早良区百道一丁目 5 番 15 号 早良警察署 会議室	早良警察署
令和 4 年 5 月 27 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	田川郡添田町大字庄 1074 番地の 2 添田警部交番 会議室	田川警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第78号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年4月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年6月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和4年6月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和4年6月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年6月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、

各々別の日に受講すること。

- 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第79号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- 講習会の日時
令和4年5月8日（日）午前10時00分から午後5時00分までの間
- 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室
- 受講対象者
福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、5月2日（月）までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第80号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

福岡県公安委員会

1 講習日、場所、受講可能人数

講習日	場 所	受講可能人数
令和4年4月26日（火）	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室	各20名
令和4年5月25日（水）	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

4 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。